

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後		改 正 前	
用 語 の 意 義		用 語 の 意 義	
消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。		消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。	
(省略) 通則法	(省略) 国税通則法をいう。	(同左) 通則法	(同左) 国税通則法をいう。
<u>通則法令</u>	<u>国税通則法施行令をいう。</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
消費税等	消費税及び地方消費税をいう。	消費税等	消費税及び地方消費税をいう。
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
売上げに係る 対価の返還等	法第 38 条第 1 項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等をいう。	売上げに係る 対価の返還等	法第 38 条第 1 項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等をいう。
特定非常災害	<u>租特法第 86 条の 5 第 1 項《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》に規定する特定非常災害をいう。</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
被災事業者	<u>租特法第 86 条の 5 第 1 項《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》に規定する被災事業者をいう。</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第 1 章～第 18 章 (省略)	第 1 章～第 18 章 (同左)
第 19 章 <u>特定非常災害の被災事業者からの届出等に関する特例</u>	第 19 章 <u>経過措置</u>
(非課税の対象となる有価証券等の範囲)	(非課税の対象となる有価証券等の範囲)
6-2-1 法別表第一第 2 号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。	6-2-1 法別表第一第 2 号《有価証券等の譲渡》の規定によりその譲渡が非課税となる有価証券等には、おおむね次のものが該当するのであるから留意する。
(1) 金融商品取引法第 2 条第 1 項《定義》に規定する有価証券 イ～カ (省略)	(1) 金融商品取引法第 2 条第 1 項《定義》に規定する有価証券 イ～カ (同左)
ヨ コマーシャル・ペーパー(金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 2 条《コマーシャル・ペーパー》に規定するコマーシャル・ペーパー(以下「CP」という。))	ヨ コマーシャルペーパー(金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 1 条《定義》に規定するコマーシャルペーパー(以下「CP」という。))
タ～ナ (省略)	タ～ナ (同左)
(2) (省略)	(2) (同左)
(介護保険関係の非課税の範囲)	(介護保険関係の非課税の範囲)
6-7-1 法別表第一第 7 号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。	6-7-1 法別表第一第 7 号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。
(1) 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス イ～リ (省略)	(1) 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス イ～リ (同左)
ヌ 有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(4)トに該当するものを除く。)に入居している要介護者について行う特定施設入居者生活介護(要介護者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲	ヌ 有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(4)ヘに該当するものを除く。)に入居している要介護者について行う特定施設入居者生活介護(要介護者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲

改 正 後	改 正 前
<p>渡等を除く。)</p> <p>(2) 介護保険法の規定に基づく施設介護サービス費の支給に係る施設サービス</p> <p>イ 特別養護老人ホーム ((4) <u>チ</u>に該当するものを除く。)に入所する要介護者について行われる介護福祉施設サービス (要介護者の選定による特別な居室の提供及び特別な食事の提供を除く。)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 介護保険法の規定に基づく地域密着型介護サービス費の支給に係る地域密着型サービス</p> <p>イ～チ (省略)</p> <p>リ 居宅要介護者について(1)イからリまでに該当するもの及び(4)イから<u>ホ</u>までに該当するものを2種類以上組み合わせて行う複合型サービス (居宅要介護者の選定による送迎及び交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。)</p> <p>(5)・(6) (省略)</p> <p>(7) 介護保険法の規定に基づく介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 (以下6-7-1において「介護予防訪問入浴介護等」といい、要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。)並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成26年法律第83号。以下6-7-1において「医療介護総合確保推進法」という。) 附則第</p>	<p>渡等を除く。)</p> <p>(2) 介護保険法の規定に基づく施設介護サービス費の支給に係る施設サービス</p> <p>イ 特別養護老人ホーム ((4) <u>ハ</u>に該当するものを除く。)に入所する要介護者について行われる介護福祉施設サービス (要介護者の選定による特別な居室の提供及び特別な食事の提供を除く。)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 介護保険法の規定に基づく地域密着型介護サービス費の支給に係る地域密着型サービス</p> <p>イ～チ (同左)</p> <p>リ 居宅要介護者について(1)イからリまでに該当するもの及び(4)イから<u>ニ</u>までに該当するものを2種類以上組み合わせて行う複合型サービス (居宅要介護者の選定による送迎及び交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。)</p> <p>(5)・(6) (同左)</p> <p>(7) 介護保険法の規定に基づく介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 (以下6-7-1において「介護予防訪問入浴介護等」といい、要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。)並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成26年法律第83号。以下6-7-1において「医療介護総合確保推進法」という。) 附則第</p>

改 正 後	改 正 前
<p>11条《介護予防サービスに係る保険給付に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下6-7-1において「旧介護保険法」という。）の規定に基づく介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等又は送迎を除く。）</p> <p>(8) 介護保険法の規定に基づく特例介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問入浴介護等又はこれに相当するサービス並びに医療介護総合確保推進法附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護保険法の規定に基づく特例介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護及び介護予防通所介護又はこれらに相当するサービス（要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。）</p> <p>(9)～(13) （省略）</p> <p>(14) 介護保険法の規定に基づく地域支援事業として居宅要支援被保険者等に対して行う介護予防・日常生活支援総合事業に係る資産の譲渡等</p> <p>(注) 介護予防・日常生活支援総合事業に係る資産の譲渡等とは、平成24年厚生労働省告示第307号「消費税法施行令第14条の2第3項第12号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等」に規定する資産の譲渡等に限られる。</p>	<p>11条《介護予防サービスに係る保険給付に関する経過措置》<u>及び第14条第2項《介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置》</u>の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下6-7-1において「旧介護保険法」という。）の規定に基づく介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等又は送迎を除く。）</p> <p>(8) 介護保険法の規定に基づく特例介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問入浴介護等又はこれに相当するサービス並びに医療介護総合確保推進法附則第11条<u>及び第14条第2項</u>の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護保険法の規定に基づく特例介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護及び介護予防通所介護又はこれらに相当するサービス（要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。）</p> <p>(9)～(13) （同左）</p> <p>(14) 介護保険法の規定に基づく地域支援事業として居宅要支援被保険者等に対して行う介護予防・日常生活支援総合事業に係る資産の譲渡等<u>及び医療介護総合確保推進法附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護保険法の規定に基づく地域支援事業として要支援者等に対して行う旧介護予防・日常生活支援総合事業に係る資産の譲渡等</u></p> <p>(注) 介護予防・日常生活支援総合事業<u>及び旧介護予防・日常生活支援総合事業</u>に係る資産の譲渡等とは、平成24年厚生労働省告示第307号「消費税法施行令第14条の2第3項第12号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等」に規定する</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(15) (省略)</p> <p>(中間申告における法第42条と第43条の併用)</p> <p>15-1-2 法第42条第1項又は第4項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》の規定により中間申告書を提出すべき事業者は、一月中間申告対象期間(同条第1項に規定する「一月中間申告対象期間」をいう。以下15-1-9までにおいて同じ。)又は三月中間申告対象期間(同条第4項に規定する「三月中間申告対象期間」をいう。以下15-1-11までにおいて同じ。)の末日の翌日(当該一月中間申告対象期間がその課税期間開始の日以後1月の期間である場合には、当該課税期間開始の日から2月を経過した日)から2月以内(令第76条第3項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》又は租特法令第46条の4第1項《個人事業者に係る中間申告等の特例》の規定の適用がある場合には、その規定による期限内)に中間申告書を提出しなければならないのであるが、各中間申告対象期間について、それぞれ法第42条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》又は法第43条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定のいずれかを適用して中間申告書を提出することができるのであるから留意する。</p> <p><u>(災害等による期限の延長により中間申告書の提出を要しない場合の法第42条第11項の適用関係)</u></p> <p>15-1-10 <u>任意の中間申告書を提出する旨の届出書を提出している事業者が、法第42条の2《災害等による期限の延長により中間申告書の提出を要しない場合》の規定の適用を受ける場合には、法第42条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》の規定による中間申告書の提出を要しないことから、法第42条第11項《任</u></p>	<p>資産の譲渡等に限られる。</p> <p>(15) (同左)</p> <p>(中間申告における法第42条と第43条の併用)</p> <p>15-1-2 法第42条第1項又は第4項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》の規定により中間申告書を提出すべき事業者は、一月中間申告対象期間(同条第1項に規定する「一月中間申告対象期間」をいう。以下15-1-9までにおいて同じ。)又は三月中間申告対象期間(同条第4項に規定する「三月中間申告対象期間」をいう。以下15-1-9までにおいて同じ。)の末日の翌日(当該一月中間申告対象期間がその課税期間開始の日以後1月の期間である場合には、当該課税期間開始の日から2月を経過した日)から2月以内(令第76条第3項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》又は租特法令第46条の4第1項《個人事業者に係る中間申告等の特例》の規定の適用がある場合には、その規定による期限内)に中間申告書を提出しなければならないのであるが、各中間申告対象期間について、それぞれ法第42条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》又は法第43条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定のいずれかを適用して中間申告書を提出することができるのであるから留意する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>意の中間申告書の提出がない場合の特例》の規定は適用されず、任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書を提出したものとみなされないことに留意する。</u></p> <p><u>(中間申告書の提出期限のみが同一となった場合の取扱い)</u></p> <p><u>15-1-11 法第42条の2《災害等による期限の延長により中間申告書の提出を要しない場合》の規定により、提出を要しないこととなる消費税の中間申告書とは、通則法第11条《災害等による期限の延長》の規定に基づき申告等の期限が延長されたことにより、法第42条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》の規定による中間申告書の提出期限とその課税期間に係る法第45条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》の確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合の当該中間申告書をいうのであるから、例えば、法第42条第4項の中間申告書で同一課税期間内の異なる三月中間申告対象期間の提出期限が同一の日となった場合のように、中間申告書の提出期限のみが同一の日となっても、法第42条の2の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 中間申告書の提出期限のみが同一となる場合には、それぞれの中間申告対象期間について、それぞれ申告書の提出が必要となる。これは、法第43条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定に基づき、仮決算による中間申告書を提出する場合も同様である。</u></p> <p><u>(特別の法律により設立された法人の範囲)</u></p> <p><u>16-1-3 令第75条第1項第6号《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》に規定する「特別の法律により設立された法人」とは、総務省設置法第4条第9号《所掌事務》に規定する「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をも</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(特別の法律により設立された法人の範囲)</u></p> <p><u>16-1-3 令第75条第1項第6号《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》に規定する「特別の法律により設立された法人」とは、総務省設置法第4条第15号《所掌事務及び権限》に規定する「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行</u></p>

改正後	改正前
<p>って設立すべきものとされる法人」をいうものとする。</p> <p><u>第19章 特定非常災害の被災事業者からの届出等に関する特例</u> <u>(廃止)</u></p> <p><u>(廃止)</u></p>	<p>為をもって設立すべきものとされる法人」をいうものとする。</p> <p><u>第19章 経過措置</u> <u>(相続等があった場合の改正法の適用に係る経過措置)</u></p> <p><u>19-1-1 平成16年4月1日(以下この章において「適用日」という。)</u>前に開始した年又は事業年度において相続、合併、分割等及び吸収分割があった場合には、所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)(以下この章において「平成15年改正法」という。)による改正前の消費税法(以下この章において「旧法」という。)第10条《相続があった場合の納税義務の免除の特例》、第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定が適用されるのであるが、この場合であっても、これらの規定に規定する相続人、合併法人、新設分割子法人、新設分割親法人及び分割承継法人の適用日以後開始する課税期間については、平成15年改正法による改正後の消費税法(以下この章において「新法」という。)第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除の特例》の規定が適用されるのであるから留意する。</p> <p><u>(課税期間の特例を変更する場合の経過措置)</u></p> <p><u>19-1-2 新法第19条第1項第3号又は第4号《三月ごとの課税期間の特例》</u>の規定による届出書を適用日以後最初に開始する課税期間開始の日の前日までに提出した事業者は、適用日以後開始する課税期間について同項第3号の2又は第4号の2《一月ごとの課税期間の特例》の規定による1月ごとの課税期間の特例制度の適用を初めて受けようとする場合には、同条第5項《課税期間の特例の変更又は不適用の届出書の提出に係る期間制限》の規定にかかわらず当該提出した日から2年を経過していない場合においても同条第1項第</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(廃止)</u></p> <p><u>(廃止)</u></p> <p><u>(被災事業者の意義)</u></p> <p><u>19-1-1 租特法第86条の5第1項《納税義務の免除の規定の適用</u></p>	<p><u>3号の2又は第4号の2の規定による届出書を提出できるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 旧法第19条第1項第3号又は第4号《三月ごとの課税期間の特例》に規定する届出書を提出した事業者についても同様である。</u></p> <p><u>(簡易課税制度を選択する場合の基準期間における課税売上高)</u></p> <p><u>19-1-3 平成15年改正法附則第25条第2項《課税売上高の特例計算》の規定により計算した基準期間における課税売上高は、新法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する基準期間における課税売上高となるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(新たに課税事業者となった場合の簡易課税制度選択届出書の提出に係る経過措置)</u></p> <p><u>19-1-4 適用日以後最初に開始する課税期間において、新法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用を受けない事業者（同条第4項の規定により納税義務が免除されない事業者を除く。）で、当該課税期間の直前の課税期間において旧法第9条第1項本文の規定により納税義務が免除されていた事業者が、当該課税期間中に新法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する届出書を提出した場合には、当該課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) この場合、事業者は、当該簡易課税制度選択届出書において適用開始課税期間の初日の年月日を明確にしなければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>を受けない旨の届出等に関する特例》に規定する被災事業者とは、特定非常災害の被災者である事業者をいうのであるから、例えば、次に掲げる事業者は被災事業者に該当することとなる。</u></p> <p><u>(1) その特定非常災害に係る通則法令第3条第1項又は第3項《災害等による期限の延長》の規定の適用を受けた事業者</u></p> <p><u>(2) (1)に掲げる事業者以外の事業者で、その特定非常災害に係る通則法令第3条第1項に基づく国税庁長官の指定した地域（以下19-1-1において「指定地域」という。）以外の地域に納税地を有する事業者のうち、指定地域内に所在する支店等が当該特定非常災害により被災した事業者</u></p> <p><u>(指定日の意義)</u></p> <p><u>19-1-2 租特法第86条の5第1項《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》に規定する指定日（以下この章において「指定日」という。）とは、通則法令第3条第1項から第3項まで《災害等による期限の延長》の規定に基づき指定される期日とは別に、国税庁長官がその特定非常災害の状況及び当該特定非常災害に係る通則法第11条《災害等による期限の延長》の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して定める日をいうのであるから留意する。</u></p> <p><u>(通則法第11条の規定の適用を受けない新設法人等に対する租特法第86条の5第4項及び第5項の適用)</u></p> <p><u>19-1-3 通則法第11条《災害等による期限の延長》の規定の適用を受けた者でない被災事業者が、租特法第86条の5第4項又は第5項《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる日までに、それぞれ同条第4項括弧書又は第5項括弧書に規定</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>する届出書を納税地を所轄する税務署長へ提出する必要があることに留意する。</p> <p>(1) <u>新設法人（法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》に規定する新設法人をいう。以下19-1-4において同じ。）又は特定新規設立法人（法第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》に規定する特定新規設立法人をいう。以下19-1-4において同じ。）が被災事業者となった場合 当該新設法人又は当該特定新規設立法人の基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日と指定日とのいずれか遅い日</u></p> <p>(2) <u>被災事業者が、被災日（事業者が被災事業者となった日をいう。）前又は被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に、法第12条の4第1項《高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例》に規定する高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当していた又は該当することとなった場合 当該該当していた又は該当することとなった場合における高額特定資産の仕入れ等の日（同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日をいう。）の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日</u></p> <p><u>（調整対象固定資産の仕入れ等を行った新設法人等である被災事業者の納税義務の判定）</u></p> <p><u>19-1-4 被災事業者のうち通則法第11条《災害等による期限の延長》の規定の適用を受けた新設法人若しくは特定新規設立法人又は租特法第86条の5第4項《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》に規定する届出書を同項括弧書に規定する日までに提出した新設法人若しくは特定新規設立法人は、同項の規定により法第12条の2第2項《新設法人の納税義務の免除の特例》又は法第12条の3</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第3項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定が適用されないこととなる。</u></p> <p><u>したがって、これら新設法人又は特定新規設立法人の基準期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》又は法第9条の2第1項《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》の規定によることとなるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 当該新設法人又は当該特定新規設立法人が、合併又は分割等により設立された法人である場合には、基準期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項又は法第9条の2第1項の規定によるほか法第11条《合併があつた場合の納税義務の免除の特例》又は法第12条《分割等があつた場合の納税義務の免除の特例》の規定によることとなる。</u></p> <p><u>(届出書の記載事項等)</u></p> <p><u>19-1-5 租特法第86条の5第1項、第3項、第8項及び第10項《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》の規定の適用を受けようとする事業者に係るこれらの項に規定する届出書については、法第9条第4項《課税事業者の選択》及び法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受け又は適用を受けることをやめようとする開始課税期間を所定の欄に明記するとともに、届出書の参考事項欄又は余白に「特定非常災害の被災事業者である」旨を記載するものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>